27 静財財財第 2159 号 平成 27 年 9 月 29 日

各局区長·独立機関事務局長 様

財 政 局 長 (財政部財政課)

平成28年度当初予算編成方針について(通達)

平成28年度当初予算編成方針を次のとおり通知する。

記

1 国の予算編成の動向等

我が国の財政状況は、人口高齢化等の要因によって歳出の増加が続く中、リーマンショック後の経済危機への対応、東日本大震災への対応等が重なって、近年著しく悪化が進み、債務残高は GDP の 2 倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれるなど、引き続き極めて厳しい状況にある。

こうした中、国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(「骨太の方針 2015」)を 6 月 30 日に閣議決定し、経済と財政双方の一体的な再生を目指す「経済・財政再生計画」を定め、「デフレ脱却・経済再生」「歳出改革」「歳入改革」の 3 本柱の改革を一体として推進し、これまでの取組を強化するとしている。

また、将来にわたっての人口減少問題の克服と成長力の確保の実現を目指すため、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)を策定し、各地域において「稼ぐ力」、「地域の総合力」、「民の知見」を引き出し、地方創生の深化に向けた政策を推進していくとしている。

7月24日には「平成28年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(概算要求基準)を閣議了解し、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。

具体的には、社会保障費の高齢化等に伴う増加額として 6,700 億円を見込む中、公共事業、教育、防衛など裁量的経費の要求で前年度当初予算額から 1 割の削減を義務付けている。一方では、約4兆円の「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、「骨太の方針 2015」及び「『日本再興戦略』(改定 2015)」(6月 30 日閣議決定)等を踏まえた諸課題について要望できること

とし、重点化を進めている。

地方財政については、「骨太の方針 2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成 27 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

しかしながら、国の概算要求の状況は、一般会計の要求総額が過去最大の 102 兆 4,099 億円 となり、今後の予算編成の動向は不透明であり、地方の創生に向けた取組をはじめ、地方交付 税、社会保障制度、税制改正などについて、注視し対応を図っていく必要がある。

2 本市の財政状況

平成 26 年度一般会計決算では、実質収支が約 40 億円の黒字となったが、経常収支比率が 91.9%となり、財政の硬直化がさらに進んでいる。また、一般会計の市債残高が、臨時財政対策債の増加等により、約 4,400 億円となっており、今後の公債費負担の増加に対処するには、 市債発行額を適正に管理していくことが必要となっている。

平成 27 年度の当初予算編成では、アセットマネジメントなど第3次行財政改革推進大綱に基づく取組を予算に反映し、第3次総合計画に基づく重点プロジェクトに予算を重点配分するなど、経費の節減と事業の優先化を徹底したところであるが、なお50億円の財源不足が生じ、財政調整基金をはじめとする各種基金の大幅な取り崩しにより対処したところである。

平成 28 年度予算編成に当たっては、歳入においては、市税、地方交付税などの一般財源総額の大幅な増加は見込みにくい状況にあり、歳出においては、子ども子育て支援新制度に係る施設型給付費や介護保険事業会計繰出金などの社会保障関係経費の増加が見込まれ、財政運営は引き続き厳しい状況にある。

このため、平成28年度に取り組むことが必要な事業を推進していくには、今まで以上に創意工夫し、歳入の確保を一層推進するとともに、歳出の徹底した見直しにより、予算の重点化を図る必要がある。

3 平成28年度予算編成方針

(1) 基本方針

平成 28 年度は、第 3 次総合計画の更なる推進と総人口 70 万人の維持を目指し、財政規律を堅持しながら事業を強力かつ円滑に推進する必要がある。このため、アセットマネジメントをはじめとする第 3 次行財政改革前期実施計画を着実に推進していく。以上のことを踏まえ、次に掲げる基本方針のもと予算編成を行う。

なお、厳しい財政状況の中、新たな行政需要に対応するため、単独の局・部・課で解決できない課題については、局内はもとより局を越えた横断的な連携をより一層図り、適切な役

割分担により予算要求を行うこと。

① 「第3次総合計画」及び「静岡市総合戦略」に沿った予算の重点配分

次に掲げる「ア 重点プロジェクトの新規事業又は既存事業の拡充」及び「イ 静岡市総 合戦略の戦略体系に資する事業」については、企画局(企画課)からの内示を踏まえ、5億 円の特別枠を設け、地域経済の活性化、安心・安全なまちづくり又は人口減少対策などに資する事業要求を各局に促すこととする。

なお、国の地方創生に係る国庫補助金の積極的な確保に努め、国庫補助金の認証が見込める場合においては、事業費が5億円を超えることも可とする。

ア 重点プロジェクトの新規事業又は既存事業の拡充

第3次総合計画における政策体系に基づき、真に本市の発展に繋がる施策・事業を中心 に効率的な予算配分を行う。

特に、「世界に輝く静岡」を実現するための中心となる2つの考え方、「『創造する力』による都市の発展」と「『つながる力』による暮らしの充実」に基づいて取り組む6つの重点 プロジェクトに位置付けられた施策・事業に必要な予算を確保する。

なお、各重点プロジェクトの代表局長は、関係局長と連携して施策・事業を推進すると ともに、代表局長を中心にプロジェクトの進捗管理を行い、実施状況を踏まえた上でその プロジェクトの実現に向けて予算要求を行うこと。

- (ア) 悠久の歴史を誇りとして活かした風格のあるまちづくりの推進 <歴史都市>
- (イ) 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりの推進 <文化都市>
- (ウ) 世界中から多くの人が集まる求心力の高いまちづくりの推進 <中枢都市>
- (エ) 市民が住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりの推進 <健康都市>
- (オ) 様々な危機に備えた減災力が高い安心なまちづくりの推進 <防災都市>
- (カ) あらゆる人々が多様性を尊重し共に暮らすまちづくりの推進 〈共生都市〉
- イ 静岡市総合戦略の戦略体系に資する事業

静岡市総合戦略における6つの戦略体系に基づき、真に人口減少対策に資する施策・事業について、必要な予算を確保し、効率的な予算配分を行う。

なお、予算要求に当たっては、KPI (重要業績評価指標)を明確に示すとともに、その事業とKPIとの関係をしっかり整理して要求するものとする。

- (ア)交流とプレゼンスを高める
- (イ)「しごと」を産み出す
- (ウ)移住・定住を促進する
- (エ)「ひと」を育てる
- (オ) 若者、女性の活躍を支え、子育ての希望をかなえる

- (カ) 時代に即した「まち」をつくる
- ② 行財政改革推進大綱の着実な実施

歳入の確保と歳出の徹底した見直しを行い、行財政運営の効率化を図るため、第3次行財 政改革推進大綱に基づく前期実施計画(計画期間:平成27~30年度)を確実に予算に反映さ せる。

③ アセットマネジメントの着実な推進

健全で持続可能な都市経営を実現するため、引き続き、アセットマネジメント基本方針に 掲げる総資産量の適正化、長寿命化の推進、民間活力の導入に取り組んでいくこととする。

④ 国の交付金や有利な市債の積極的な活用

産業振興、雇用創出など地方創生に取り組むための新型交付金(地方創生交付金)や女性の活躍を推進するための交付金など、国の交付金を積極的に活用するとともに、緊急防災・減災事業債(平成28年度までの時限的措置)及び公共施設最適化事業債(平成29年度までの時限的措置)など財政上有利な市債を積極的・効果的に活用し、スピード感をもって防災・減災対策やアセットマネジメントに対応する。

⑤ 市債残高の適正管理

弾力的な財政運営を維持・継続するため、市債の発行をコントロールすること等により、 市債残高を適正に管理する。

⑥ 国の補正予算が編成された場合への対応

今後、国の動向を注視し、平成 27 年度補正予算の編成の動きがあった場合には、速やかに、 平成 28 年度当初予算からの前倒しなどが行えるよう体制を整えておくこと。

(2) 具体的な取組

以下に掲げる事項に基づき、予算要求を行うものとする。また、財源見込の状況及び予算要求の状況を踏まえ、予算編成を行うものとする。

<全般的事項>

- ① 当初予算は通年予算として編成することから、年間所要額を的確に見積もること。
- ② 市民目線に立ち、既存のすべての事務事業についてゼロから見直しを行い、コスト意識を 徹底する中で、必要性、有効性を厳しく検証し、真に必要なもののみ要求すること。
- ③ 新規事業の創設、既存事業の拡充については、既存事務事業の廃止・縮小・再構築を行ったうえで(スクラップアンドビルド方式により)要求すること。また、事業効果が検証できる成果指標(具体的な数値目標)と事業期間(終期)を予め示した上で要求すること。
- ④ 6つの重点プロジェクトに基づく新規施策・事業(ソフト事業)及び人口減少対策に資する 施策・事業は、企画局(企画課)より示された方針に沿って、第3次総合計画及び静岡市総 合戦略の達成目標に向けた事業の実効性、効率性等を十分分析、検証し、必要額を要求する

こと。

- ⑤ 第3次行財政改革前期実施計画に基づく取組の確実な実施による効果額や、総務局(行政管理課)が実施する行政評価(事務事業評価第2次評価、事務事業総点検)による評価結果については、当初予算に確実に反映すること。
- ⑥ 国県補助金等を財源として実施している事業の補助制度が廃止される場合、及び認証が得られる見込みがない場合においては、減額される国県補助金等に対する一般財源の補てんを 行わないので、予算要求をしないこと。
- ⑦ 国県補助金等を財源に実施している事業は国の概算要求基準を注視し、事業の制度が改正された場合においては、改正内容に対応した要求とすること。
- ⑧ アセットマネジメントの対象となる公共建築物の大規模改修・修繕、建替え等については、アセットマネジメント基本方針に基づく施設評価を実施した上で個別施設計画を策定する必要がある。このため、事業実施の緊急性が高く第3次総合計画に位置付けされたものを要求すること。

<歳入に関する事項>

歳入については、過去の実績や今後の見通し等を分析し、的確な額を見込むこと。

① 市税・保険料等

市税や国民健康保険料等各種債権については、法令に基づく適正な債権管理の推進に努め、 収納率の一層の向上、債権回収に最大限の努力を払い、的確な額を見込むこと。

② 使用料·手数料

使用料及び手数料は、受益と負担の明確化の観点から、必要な見直しを行うこと。使用料の見直しについては、「公の施設に関する使用料の設定基準」に基づき適宜見直しを行うこと。 料金改定等により増収が図られる場合は、その収入相当額について別の事業要求を認める。

③ 未利用財産の処分

未利用財産については、保有資産の再点検を行い、積極的に処分を検討し、財源の確保を 図ること。

④ 新たな財源確保

広告料収入やネーミングライツの導入などの新たな財源確保を行う場合については、その 収入相当額の事業要求を認めるので、積極的に検討すること。

ただし、新たな財源確保のインセンティブによる事業要求は、臨時的経費として要求する こと。

<歳出に関する事項>

① 経常的経費

ア 枠配分経費

上記3(1)①に取り組むために設定した特別枠を確保するため、枠配分経費は、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額(平成27年度当初予算一般財源から債務負担行為、長期継続契約に係る経費、指定管理料、(維)修繕料及び光熱水費を除いた97%。)を上限とし、新たな発想や創意工夫により事業を再構築し予算案を作成すること。

イ 人件費

静岡市職員適正配置計画に基づき、増員すべきは増員し、減員すべきは減員するといったシェイプアップの視点を重視して、定員の適正化を図るとともに、総人件費の抑制に努め、必要額を要求すること。

ウ 扶助費

国庫補助負担事業については、制度改正等の動向に十分留意するとともに、増加する扶助費に対し、国県の政策と連携し、抑制を図り、的確に予算に反映するように努めること。 特に、平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度に係る扶助費については、 平成27年度上半期の実績を踏まえ、必要額を精査して要求すること。

なお、市単独事業については、制度の改廃も含めてその在り方を十分検討し、抑制に努めること。

② 政策的経費

ア 重点プロジェクト及び静岡市総合戦略に基づく新規、拡充、臨時のソフト事業

企画局(企画課)から内示された事業については、重点プロジェクト及び静岡市総合戦略の達成目標に向けて、事業効果が検証できる成果指標(具体的な数値目標)と事業期間 (終期)を明確に設定した上で必要額を要求すること。また、企画局(企画課)からの内示において示された指示事項については、内容を十分検討し、企画局(企画課)と協議を行い了承を得た上で要求に反映すること。

イ 投資的経費

(ア) 第3次総合計画に基づく事業

a 補助・直轄事業については、企画局(企画課)が内示した金額を上限として、後年度 負担や適切な規模・単価等を精査し要求すること。

なお、平成 28 年度の補助要望を行う場合は、必ず財政課と事前協議のうえ、合議をすること。

- b 例年計上する市単独事業については、局ごとに、事業の優先度を十分吟味したうえで、 企画局(企画課)が内示した金額を上限として要求すること。
- c その他の市単独事業(施設整備事業(箱物)等)については、企画局(企画課)が内 示した金額・内容の範囲内で規模・仕様・単価を十分精査し要求すること。

また、あわせて、施設完成後の運営体制、運営経費等については既存の事業の見直し

等により財源を生み出すこと。

(イ) その他の事業(総事業費50,000千円未満の事業) 下記「オ 臨時的経費」及び「キ その他の政策的経費」によること。

- (ウ)(ア)及び(イ)の事業については、各局において事業ごとに優先順位を付して要求すること。
- (エ)「公共事業の品質向上とコスト削減の取組」の内容を予算に反映させること。
- (オ) 用地取得費(補助事業で行う用地費を除く。) は、土地取得等検討委員会で承認された もの以外は要求できないので注意すること。

ウ繰出金

特別会計及び企業会計への繰出金は、事前に財政課と協議を行った上、十分精査し、必要額を要求すること。

エ 出資金、貸付金及び積立金 内容、金額を十分精査し、必要額を要求すること。

才 臨時的経費

臨時的な事業については、施設の長寿命化による将来の財政負担軽減効果やクラウド化によるシステムコストの圧縮などが期待できる、質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するための取組などで、事前に財政課との協議が整ったものを要求すること。なお、アセットマネジメント対象施設の大規模修繕等で特に緊急を要するものは、個別施設計画の策定前であっても事前協議の対象とする。

カ 新たな行革の取組に対するインセンティブ

「行財政改革実施計画の計画額」以上の削減及び「枠配分経費示達額」を下回る削減については、その超過額の1.2倍の範囲内で事業要求を認めるので、事前に財政課と協議し要求すること(臨時的経費として要求)。

キ その他の政策的経費

上記ア、イ(ア)、ウ~オ以外のその他の経費(新規事業の創設、既存事業の拡充を含む。) は、時代の変化を踏まえ、必要性や市の役割、費用対効果などを十分検証し、局内の既存事務事業(枠配分経費を含む。)の再編・整理、廃止、縮小、統合等の見直しをしたうえで、別途財政課から示す事業費(平成27年度当初予算額から上記ア、イ(ア)、ウ~オ及び災害復旧費を除いた97%。)を上限として、要求すること。

この上限については、上記①アの「局ごとに別途財政課から示す枠配分経費の一般財源額」から融通して要求することも可能であること。

(3) 特別会計・企業会計

① 特別会計及び企業会計についても、上記(2)に準じて具体的な取組を進めること。

② 特別会計及び企業会計は独立採算を原則としているので、中期的な経営見通しに立って、 収益の確保、経費の削減など、一層の経営の合理化に努め、一般会計からの繰入金の減額を 図り要求すること。

(4) その他の留意事項等

- ① 出資団体及び補助金等を交付している各種団体等の経営・経理状況を十分把握するととも に、この予算編成方針及び趣旨を周知徹底すること。
- ② 附属機関等(審議会、協議会等の外部の合議制機関)を新たに設置しようとする場合は、 総務局(行政管理課)との調整が整ったものについて、必要額を要求すること。
- ③ 監査委員、外部監査人が行う監査による指摘事項等は、改善に向け取り組み、その内容を予算に的確に反映させること。